東京都市計画都市再生特別地区の変更(素案) 都市計画都市再生特別地区を次のように変更する。

			リように変更りる。   母笠畑の宏珪玄の	Z A 公 Mm	建筑を	はなかった	<b>身笠畑の古との</b>	時去の片里の料理	備考
種類	面積	建築物そ	建築物の容積率の	建築物	建築物の	建築物の建築工徒の見	建築物の高さの	壁面の位置の制限	1佣 右
		の他のエ	最高限度	の容積		築面積の最	最高限度		
		作物の誘		率の最	最高限度	低限度			
		導すべき		低限度					
		用途				_			
都	約 1.9ha		154/10	40/10	8/10	1,000 m²	_	建築物の外壁、	1 中水道施設の用
都市	北街区		125/10		(注2)		高層部A:115m	これに代わる柱又	に供する部分その
再	約1.1ha		(注1)				高層部B:95m	は門若しくは塀	他これに類するも
再生特別			ただし、9/10 以				低層部A:65m	は、計画図に示す	のは、南街区にあっ
特			上を居住・滞在施				1=0 = 0.0	壁面の位置の制限	ては400㎡を上限と
別			設、都市の魅力創				※高さの基準点	を超えて建築して	して、容積率の算定
地区			造に資する施設及				は T.P.+41.0m	はならない。ただ	の基礎となる延べ
			びこれらに付随す				とする。	し、次の各号のい	面積から除く。(注
新			る施設の用途とす					ずれかに該当する	1)
(新宿駅西南			る。   る。					建築物は、この限	2 地域冷暖房施設
駅								りではない。	の用に供する部分
西	南街区		200/10				高層部C:230m	(1) 歩行者の回遊	その他これに類す
南	約 0. 8ha		(注1)				高層部D:170m	性及び利便性を	るものは、北街区に
	),, 5 0. Olla		ただし、27/10以				低層部B:80m	高めるために設	あっては 6,700 ㎡、
地区			上を居住・滞在施					ける歩行者デッ	南街区にあっては
			設、都市の魅力創				※高さの基準点	キ、階段、エスカ	7,000 ㎡を上限とし
			造に資する施設及				は T.P.+41.0m	レーター、エレ	て、容積率の算定の
			びこれらに付随す				は 1.P. +41.0m とする。	ベーター並びに	基礎となる延べ面
			る施設の用途とす				こりる。	これらに設置さ	積から除く。(注1)
			る。					れる屋根、柱、壁	3 コージェネレー
			(a) o					その他これらに	ション設備の用に
								類するもの	供する部分その他
								(2) 歩行者の快適	これに類するもの
								性及び安全性を	は、北街区にあって
								高めるために設	は 700 ㎡、南街区に
								ける屋根、ひさ	あっては800㎡を上
								し、落下防止柵	限として、容積率の
								その他これらに	算定の基礎となる
								類するもの	延べ面積から除く。
								(3) 鉄道敷の保安	(注1)
								及び管理上、必	4 大型受水槽室の
								要な擁壁、塀そ	用に供する部分そ
								の他これらに類	の他これに類する
1									~/ IE C 4 U (C 大只 7 'd)

					するもの (4) 2号降 (4) つてに 路 は 沿った に お に お に お に お に お に お に お に に お に に お に に に に に に に に に に に に に	を もっ街㎡積とら すれ北90つと定べ(の動経のははて基積 大上る建にパ支まむ部 がはに上のるく電部類区㎡はて基積1等共上上に供るでとら陽光は車設置ルるため、 北1,あ限算延(室分すに、60、突破かか空無に供医を率なら陽光は車設置ルるたのそ ははに上のるく電部類区㎡はて基積1等共上上に供てでででは、9、集電外に、60、ででででではのででででででででででででででででででででででででででででででで
						まれた部分を含

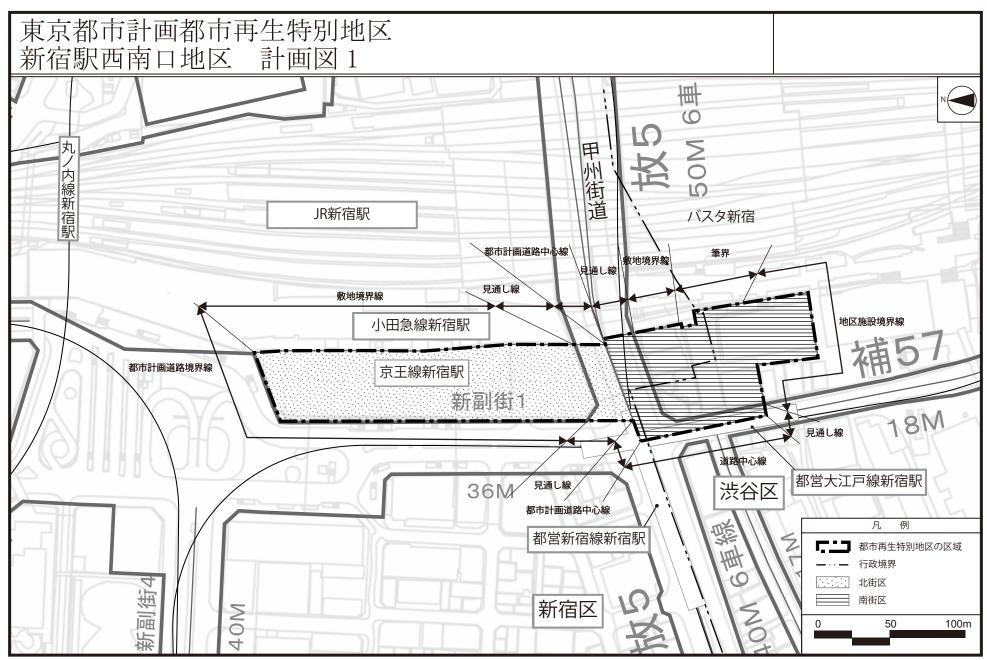
1	ı	İ	i	]	I	I	Ī	]	l i	建立の質点の甘林
										積率の算定の基礎
										となる延べ面積か
										ら除く。(注1)
										8 建築基準法第 53
										条第6項第1号に該
										当する建築物にあ
										っては、2/10を加え
										た数値とする。ただ
										し、建蔽率の算定に
										あっては敷地外の
										デッキは建築面積
										から除く。(注2)
										9 別添図のとおり、
										道路表層整備、電線
										類地中化、地下広場
										整備、歩行者通路整
										備、地下歩行者通路
										整備及び都市計画
										駐車場整備を行う。

その他の既決定の地区	面積	位 置
都市再生特別地区(大崎駅西口E東地区)	約 2.4 ha	品川区大崎二丁目及び大崎三丁目各地内
都市再生特別地区(大崎駅西口A地区)	約 1.8 ha	品川区大崎二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内1-1地区)	約 1.2 ha	千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(大手町地区)	約 16.2 ha	千代田区大手町一丁目及び大手町二丁目並びに中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(西新宿一丁目7地区)	約 0.9 ha	新宿区西新宿一丁目地内
都市再生特別地区(丸の内2-1地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(淡路町二丁目西部地区)	約 2.2 ha	千代田区神田淡路町二丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目6地区)	約 1.5 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町東地区)	約 1.8 ha	中央区日本橋室町一丁目及び日本橋室町二丁目各地内
都市再生特別地区(北品川五丁目第1地区)	約 3.6 ha	品川区北品川五丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目6地区)	約 0.9 ha	中央区銀座四丁目地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目21地区)	約 1.1 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(神田駿河台三丁目9地区)	約 2.2 ha	千代田区神田駿河台三丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目16地区)	約 0.7 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(丸の内二丁目7地区)	約 1.7 ha	千代田区丸の内二丁目地内
都市再生特別地区(京橋二丁目3地区)	約 1.0 ha	中央区京橋二丁目地内
都市再生特別地区(銀座四丁目12地区)	約 1.0 ha	中央区銀座四丁目地内

都市再生特別地区(神田駿河台四丁目6地区)	約 1.3 ha	
都市再生特別地区(京橋三丁目1地区)	約 1.3 ha	中央区京橋三丁目地内
都市再生特別地区(丸の内一丁目1-12地区)	約 1.3 ha	千天区ぶ偏二」日地内   千代田区丸の内一丁目及び中央区八重洲一丁目各地内
都市再生特別地区(銀座六丁目10地区)	約 1.4 ha	中央区銀座六丁目地内
都市再生特別地区(母本橋二丁目地区)	約 1.4 ha 約 4.8 ha	中央区 歌座 ハー 日 地 内   中央 区 日 本 橋 二 丁 目 地 内
都市再生特別地区(大手町一丁目1地区)		千天区日本橋二丁日地内   千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(浜松町二丁目4地区)		
都市再生特別地区(渋谷駅地区)		渋谷区渋谷二丁目、道玄坂一丁目及び道玄坂二丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷三丁目21地区)		渋谷区渋谷二丁目及び渋谷三丁目各地内 エルコー・エストルナ
都市再生特別地区(日比谷地区)	約 1.4 ha	千代田区有楽町一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門二丁目地区)	約 2.9 ha	港区虎ノ門二丁目及び赤坂一丁目各地内
都市再生特別地区(桜丘町1地区)	約 2.6 ha	渋谷区桜丘町及び道玄坂一丁目各地内
都市再生特別地区(丸の内三丁目10地区)	約 1.6 ha	千代田区丸の内三丁目地内
都市再生特別地区(竹芝地区)	約 2.4 ha	港区海岸一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門四丁目地区)	約 1.8 ha	港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目3・17地区)	約 2.2 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(大手町一丁目2地区)	約 2.8 ha	千代田区大手町一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目6地区)	約 1.4 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目1地区)	約 1.7 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(宇田川町15地区)	約 0.7 ha	渋谷区宇田川町及び神南一丁目各地内
都市再生特別地区(京橋一丁目東地区)	約 1.6 ha	中央区京橋一丁目地内
都市再生特別地区(八重洲二丁目中地区)	約 2.2 ha	中央区八重洲二丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門・麻布台地区)	約 8.1 ha	港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目中地区)	約 3.9 ha	中央区日本橋一丁目地内
都市再生特別地区(芝浦一丁目地区)	約 4.7 ha	港区芝浦一丁目地内
都市再生特別地区(虎ノ門一・二丁目地区)	約 2.4 ha	港区虎ノ門一丁目及び虎ノ門二丁目各地内
都市再生特別地区(赤坂二丁目地区)	約 2.0 ha	港区赤坂一丁目及び赤坂二丁目各地内
都市再生特別地区(歌舞伎町一丁目地区)	約 0.6 ha	新宿区歌舞伎町一丁目及び歌舞伎町二丁目各地内
都市再生特別地区(品川駅北周辺地区)	約 9.5 ha	港区港南二丁目、芝浦四丁目、高輪二丁目及び三田三丁目各地内
都市再生特別地区(八重洲一丁目北地区)	約 1.6 ha	中央区八重洲一丁目地内
都市再生特別地区(日本橋室町一丁目地区)	約 1.1 ha	中央区日本橋室町一丁目地内
都市再生特別地区(内神田一丁目地区)	約 1.0 ha	千代田区内神田一丁目地内
都市再生特別地区(東池袋一丁目地区)	約 1.5 ha	豊島区東池袋一丁目地内
都市再生特別地区(新宿駅西口地区)	約 1.6 ha	新宿区新宿三丁目及び西新宿一丁目各地内
都市再生特別地区(虎ノ門一丁目東地区)	約 1.1 ha	港区虎ノ門一丁目地内
都市再生特別地区(赤坂二・六丁目地区)	約 1.7 ha	港区赤坂二丁目及び赤坂六丁目各地内
都市再生特別地区(渋谷二丁目西地区)	約 2.9 ha	渋谷区渋谷二丁目地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目東地区)	約 3.6 ha	中央区日本橋一丁目、日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内
•	•	

小計	約 136.1 ha	
今回変更する地区		
都市再生特別地区(新宿駅西南口地区)※本件	約 1.9 ha	新宿区西新宿一丁目及び渋谷区代々木二丁目各地内
都市再生特別地区(日本橋一丁目1・2番地区)	約 0.8 ha	中央区日本橋一丁目地内
合 計	約 138.8 ha	

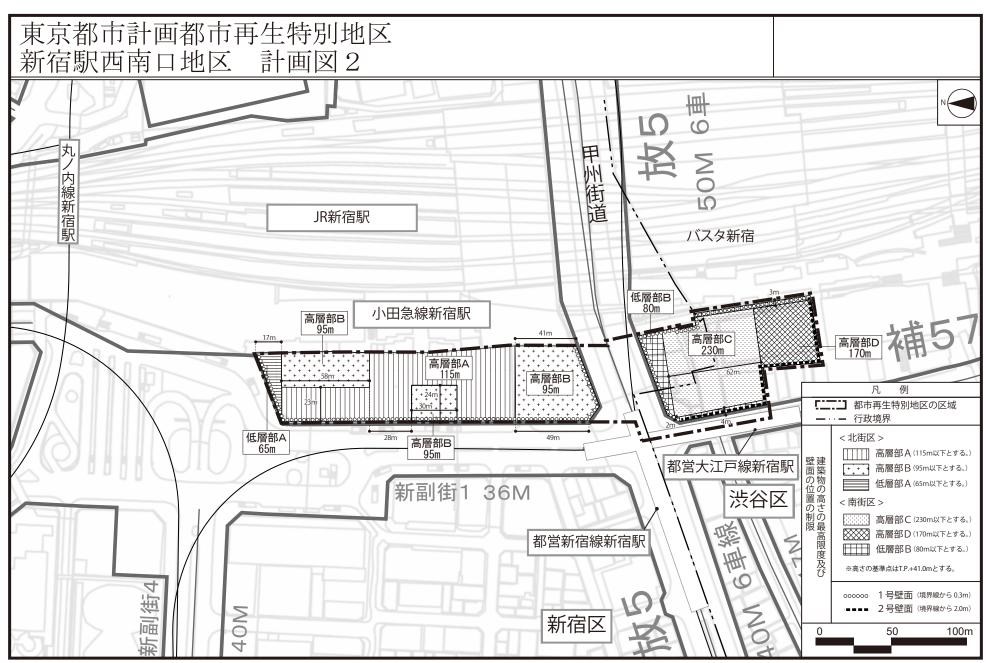
「位置、区域、高さの最高限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」 理由:土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再生特別地区を変更する。



この地図は、国土地理院長の承認(平29関公444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第962号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 3都市基街都第274号、令和4年2月24日

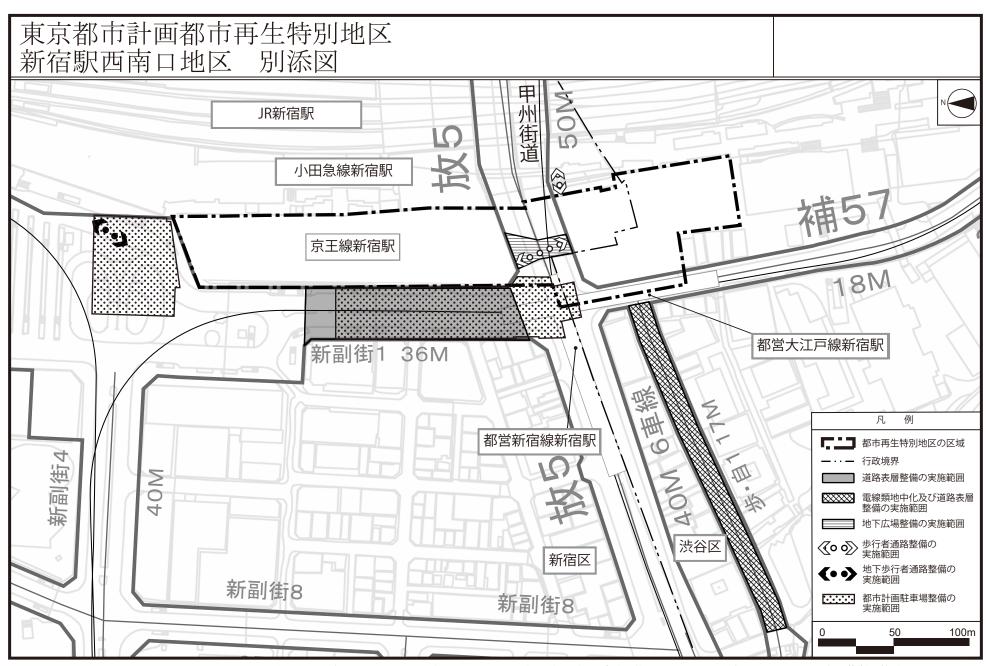
(承認番号) 3都市基交都第67号、令和4年2月28日



この地図は、国土地理院長の承認(平29関公444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第962号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 3都市基街都第274号、令和4年2月24日

(承認番号) 3都市基交都第67号、令和4年2月28日



この地図は、国土地理院長の承認(平29関公444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第962号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 3都市基街都第274号、令和4年2月24日

(承認番号) 3都市基交都第67号、令和4年2月28日